

# 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	南区白根健康福祉センター		
管理者名	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	指定期間	平成28年4月1日 ~ 平成31年3月31日
担当課	南区役所健康福祉課		
所在地	南区白根1364番地12		
根拠法令	地域保健法		
設置条例	新潟市地域保健福祉センター条例		
施設概要	敷地面積3,816㎡ 延床面積3,263㎡ 鉄筋コンクリート造 3階建て 1階 事務室, 茶の間スペース, キッズコーナー, 保育室, ボランティアルーム, 喫茶コーナー, 調理実習室, 交流ホール, 研修室 2階 検診・問診室, 計測・診察室, 機能訓練室, 歯科指導室, 研修室 3階 研修室, 多目的ホール		

施設設置目的	
市民の健康の保持及び福祉の増進に資するため、南区白根健康福祉センターを設置する。	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新潟市地域保健福祉センター条例に基づき、市民の健康の保持及び福祉の増進に資するとともに、市民の保健及び福祉活動を支援するための施設を提供すること。</li> <li>2 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等の利用が確保されること。</li> <li>3 利用者や市民などの意見要望を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。</li> <li>4 利用者に対し、安全及び快適な環境を提供すること。</li> <li>5 新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</li> <li>6 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費節減に努めること。</li> <li>7 法令を遵守し、施設の管理運営を適切に行うこと。</li> </ol>	

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価	評価コメント
市 民	苦情・要望に対する対応	苦情・要望には5営業日以内に回答	近隣住民より来館車輛の件等で苦情があったが、5日以内に対応した。	A	常に迅速かつ適切に対応された
財 務	管理運営経費の削減	管理運営経費の削減努力	経費削減(特に電気料金・ガス料金引き下げに努めた。)	A	日頃から施設の使用状況を把握し経費削減に努めていた。
業 務	改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ	改善内容に応じて、軽易なものは即日、時間を要するものは1週間以内に改善対応	改善勧告等はなし	B	
	安全安心の確保	防災訓練を1回以上実施	利用者、喫茶職員、通所職員と消防設備・避難訓練を2回実施した。	A	防災訓練を利用者と実施し、利用者にも防災意識を高められた
	当該施設の管理に係る関係法令の遵守	コンプライアンス研修の実施	協定書に基づく研修を1回行った。	B	
	事件・事故発生時の対応の適切さ	事故発生5件	適切に対応した	B	
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	遵守している	A	確実に遵守し、適切な管理運営をされた
人 材	配置人員の業務理解度と能力習得度の向上	職員研修を1回以上実施	福祉関連の研修・経理研修を受講した。	B	
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守	労基法・安衛法に基づき管理	B	

**【評価基準】**

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

**指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)**

自主事業として「まちなかコンサート」を11回、認知症予防体操「まちなかの和」を12回、介護予防体操「お達者で前教室」を11回、子育てカフェ「プティカドー」を5回、まちなか講座「自然エネルギー講座」を1回、「語りべによるおとぎ話」を1回、開催いたしました。施設内で開催される「みんなのお茶の間」に協力し計8回、音楽遊びを実施。認知症カフェ「かけ橋」開催に協力。また、地域に赴き、「こころの居場所 ばるのにわ」で歌声喫茶を月1回、放課後等ディ「ぷあぷ」で音楽遊びを月1回開催しました。この他にも江南区33区砂岡いきいきサロン、月湯獅子の郷オープニングコンサート、JA越後中央まつりコンサート、ゆうーわENJOY MUSICコンサート、月湯のお茶の間で歌声喫茶と地域に出向いて、地域住民と交流を行いました。これからも健康福祉センターが総合福祉拠点となること、区民の居場所となることを目標に、運営に努めています。

**所 管 課 に よ る 総 合 評 価 ( 所 見 )**

施設の管理・運営に関する基本理念、方針等を認識し、適切かつ確実に管理運営をされた。日頃から施設の点検を確実にし、施設利用者に対し安全かつ快適な環境を提供している。引き続き利用者等協議会の意見も反映しながら、利用者の満足度を高められる施設の管理運営に努められたい。自主事業については、内容も多彩で参加者も増加している。市民から好評を得ているため、本業務の実施を妨げない範囲において積極的に実施されたい。さらに市民の交流拠点となるよう期待する。